

# 東京都農林・漁業振興対策審議会（第3回漁業部会） 議事録

平成25年3月8日 午前10時～午後12時

都庁第二本庁舎31階 特別会議室25

## 1. 開会

永阪企画調整係長：それでは、ただいまから東京都農林・漁業振興対策審議会（第3回漁業部会）を開催いたします。本日の司会を務めさせていただきます農林水産部水産課の永阪でございます。よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、漁業部会委員総数8名中、今日は全員出席でございますので、東京都農林・漁業振興対策審議会条例第9条第1項により、本部会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、お配りしてございます資料についてご案内させていただきます。

まず「次第」、「漁業部会名簿」、「座席表」、「スケジュール」です。

過不足ないでしょうか。

それでは、これから議事について、竹内部会長にお願いいたしますが、笹本委員におかれましては、都合により中途退席の旨を伺っておりますので、皆様、ご了承をお願いいたします。

では、部会長お願いいたします。

## 2. 議事

### (1) 答申(素案)について

#### 【部会長挨拶】

竹内部会長：お忙しいところどうもありがとうございます。今日は第3回目ですけれども、今日、素案をまとめたいということでもあります。審議についてよろしくご協力いただきたいと思います。

最初に、先程の資料にあります中でスケジュールにつきまして、中野課長から確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【スケジュールの説明、今回の漁業部会の趣旨説明】

中野水産課長：では、私の方からスケジュールについてご説明いたします。お手元の資料のスケジュールをご覧ください。

11月の第1回漁業部会で、「現行の水産業振興プランの検証」と「東京の水産業の現状と課題」についてご意見をいただき、これを踏まえて、12月に開催した第2回漁業部会で、「東京の水産業の振興方向」という答申の方向性の案をご審議頂きました。その後、関委員は急きょ参加できなくなったんですが、竹内部会長、田坂委員のお二人は、都漁連の流通センターへ現地調査を実施していただきました。そして、今回、第3回漁業部会では、これまでの審議、意見を踏まえた答申文の素案をご審議いただきます。答申文の素案を用意していながらお恥ずかしい話なんですが、文章表現、構成等、不十分な点が多々あ

ります。本日は、A3の資料を利用して概略をご説明いたしますので、皆様からのご意見をお願いいたします。

それと、皆様からのご意見に加えまして、竹内部会長のご了解を得ながら、さらに校正を進めたものを、皆様はもちろん、農業、林業含めた農対審の委員の皆様へ送付して、さらにご意見を頂いて整理したものを、最終案として、4月下旬に開催する第4回漁業部会に提出する予定としております。そこで再度、その内容を審議・決定して頂きまして、5月下旬に総会で答申を頂くという流れになっておりますので、よろしくお願いいたします。

竹内部会長：ありがとうございます。スケジュールについては、委員というのはこの漁業部会の委員だけではなくて農対審の委員全員にお配りしてご意見を聞くという形にしたいということなのですが、そのアンサーを受けて直して、4月下旬に第4回漁業部会を開いて、答申案を作りたいということです。そういうことでよろしいですね。

スケジュールについてはよろしいですか。

どうもありがとうございます。

#### 【資料1、資料2の説明・質疑等】

竹内部会長：それでは、本日の次第です。今お話がありましたように資料1を中心にお話しいただくということです。それにつきましてよろしくお願いいたします。

中野水産課長：では、私から説明させていただきます。

最初に、全体の構成ということで、資料2の目次をご覧ください。

答申文につきましては、最初に「答申にあたって」ということで、委員の皆様方がこの答申をつくるに当たって考えてきた方向、それと、第1章として東京の水産業を取り巻く状況、第2章として東京における持続可能な水産業の方向、そして第3章に体制づくり、そして巻末に参考資料というような形で全体の構成を考えております。

資料1にお戻りください。

第1章から第3章までを整理したものがこの資料になります。第1章については、第1回漁業部会で議論していただいた内容、第2章につきましては、第2回漁業部会で議論していただいた内容ということで、この議論していただいたご意見等を踏まえて整理してまいりました。

まず、第1章でございますが、最初に、経済・社会情勢の変化。ちょっと表現が適切ではないかもしれないんですが、取り巻く状況ということで、まず最初に、世界の水産資源の動向と日本の水産物の需給構造ということで、世界的に水産資源は、量的にはぎりぎりのところまで利用されているということと、日本の水産物の需給構造はどうなっているかということ、半分は輸入に頼っているという状況になっている。しかも、価格は上昇傾向にあるということで、国内の生産では足りず、今は輸入もしているけれども、それもだんだん厳しい状況になってきているということが現状でございます。このことを考えれば、国

内の自給率の向上というものが必要になってくる。日本の水産業の位置が、これからさらに大切になってくるということが、考えられると思っております。

(2)として、国の水産施策の基本方向としての水産基本計画の変更がありました。その概要を記述してございます。東日本大震災からの復興、資源管理やつくり・育てる漁業で、水産資源のフル活用、食育の推進、こういった点を重点的に進めて行くということで、東京の水産も、当然この範疇の中にも入って行くということになります。

それと、東京の水産業の中心は島になりますので、そこに一番大きく関わる法律が、離島振興法ということで、昨年6月に離島振興法が改正されて、離島振興は国の責務である、それと漁場環境の保全・改善、産業振興に寄与する人材の育成・確保などに適切に配慮というような言葉がしっかりと明記されているということで、この辺も、今後、東京の水産業に大きく関わりが出てくるのではないかとということで、取り巻く状況を整理してございます。

続きまして、東京の水産業の現状と課題ということで、最初に、東京の水産業の概況ということで、水産業の役割、機能、そして都政モニターアンケートを行って、都民の東京の水産業に対する認識等々を調査いたしましたので、その辺の概略を整理してございます。

そして、それに続いて、内水面、内湾、島しょの水産業についての現状を整理いたしました。内水面につきましては、カワウ、外来魚の漁業被害が常態化しているという実態。それと、この1年、2年で、急激に東京湾から多摩川を遡上してくるアユは増加しているということ。多摩川の遊漁者は、この10年間で減少傾向にあるということ。奥多摩地域では養殖が行われています。この養殖業の実態について記述をいたしております。

次に、内湾水産業の現状ですが、内湾については、昭和37年に漁業権が廃止され、昭和43年には許可漁業も廃止され、現在、自由漁業のみが行われているということで、生産量、漁業者数について触れております。

続きまして、島しょ水産業ということで、島しょの水産業が東京の水産業の中心ということで、これについては詳細に記述してございます。漁業生産量、漁業者数はもちろんですが、漁獲がキンメダイやメカジキに極端に偏り出しているということ。トビウオについては、都の単独の漁獲可能量を設定して漁業を行っていますが、現在は、その漁獲可能量の6割程度の利用になっているという状況です。網漁業については、かなり減少傾向にあるということを記述してございます。

それと、新しい動きとして、漁協女性部を中心とした水産加工品の需要が伸び始めているということ。直接水産業の話ではありませんが、島しょの観光客数については、10年間でかなり減少している。この辺の現状について記述しております。

(2)として、東京の水産業が抱える課題ということで、資源、経営、流通消費、そして多面的機能と、4つの切り口で課題を整理いたしております。

まず、資源については、都の海域では他県の漁船が多く操業しているという

ことで、その中で資源管理を進めるには、他県の漁業者も理解して貰わないと旨く進まないということ。

水産業経営については、新規就業者を外から入れるというような取り組みについて、就業環境を含めた生活環境について不十分な面がある。それと、水産資源の有効活用ということで、いかに有効活用するのか、一部の魚種に偏重していますので、使われていない資源についていかに有効に活用できるのか、そういった課題。多摩川を遡上しているアユについては、ものすごい数が上がってきているんですが、なかなか上流部まで到達できない。これをどう活用していくのか。さらに、内水面については、遊漁者数をどう増加させていくのか。そういったところが課題であるということで記述しております。

続いて、流通消費については、まず、中心である島しょについては離島であるということで、流通コストが必然的に高くなってしまうという離島の宿命があるということ。水産加工品については、学校給食にかなり使われ出しているというところがありますが、まだまだ数が少ないのではないかとということ。生産地におけるの東京産水産物の消費がそれほど多くないということを課題として挙げております。

4つ目の水産業の多面的な機能といたしましては、水産業を進めていく上で行っている調査研究、こういったものをいかに自然と調和した都市づくりに活用していくのか。例えば、河川整備であるとか港湾整備といったものに、水産業のために行っている調査研究をどう活用していただくのか、こういったところが課題であるということで整理を行っております。

続きまして、第2章、東京における持続可能な水産業の方向ということで、こういった取り巻く状況、そして現状、課題を踏まえた今後の方向性ということで、委員の皆様からの答申の案として整理してございます。

基軸を1、2、3、4ということで、課題に合わせた形で進行方向の基軸を設定してございます。

基軸1としては、持続可能な水産資源の管理の推進ということで、その中に方向性を3つに分けてございます。

まず、資源管理型漁業の推進ということで、資源管理の主人公は漁業者でありますので、この都の海での、当該海域での管理を東京の漁業者が牽引役となって行っていくには、まず一つとして、必要な科学的知見を早急に蓄積して、それを漁業者に説明して理解を深めてもらって資源管理を進めていくということが、地道ではありますが、そういう方向をできるだけ迅速にやって行くということ。それと、広域的な視点から、国の方からは助言・指導を行って貰うことを要請して行くということ。

方向2としては、水産資源の効果的な増殖をどう行うべきかということで、1つとしては、現在も漁場造成を行っていますが、行うに当たって、その対象生物の増殖に適する環境条件といったものを、環境指標を十分活用して、より効果が高まるような漁場造成を進めるべきだということ。それと、近年はいろいろな魚病が入ってきたりしている状況があります。特に種苗生産施設につい

ては、防疫体制の強化といったものがが必要です。入ってくるものも、出て行くものも、きちっと防疫していくという視点が不可欠。それと、漁場造成を行うに当たって、離島では、内地と同じ採択基準が設定されているので、非常に国の事業で漁場造成するのは厳しい状況であるということで、離島振興法も改正された中で、離島の特殊性を踏まえた制度に設定してもらえるよう要請を行うべきだということを記述してございます。

方向3としては、有害生物による漁業被害の軽減ということで、現在も海ではサメ、イルカについて、漁業被害の軽減策を検討していますが、こういったものの実用化を早く進めるべきだということです。川については、カワウの被害を近県との広域連合協議会がございまして、こういったものを十分活用して、積極的に被害軽減策を実行すべきだと。それと、有害生物の機能成分について、食用以外で有効活用する道もあるのではないかとということで、この辺は、先生方からご意見をいただいた内容を盛り込んで整理をいたしました。

続いて、基軸2では、安定した水産業経営の実現ということで、こちらも方向性としては1、2、3と3つに分かれてございます。

まず、1つとして、新たな担い手の確保・育成ということで、まず、新規就業者が入るまでの前段階と、そして漁業就業についてからの大きく2つに分けてございます。就業前、新規就業者が安心できる受け入れ体制の整備。これは、国、東京都、地元町村、そして漁協、漁業者、担い手を育てるために関係するところが各々の役割を果たしながら連携して、一つの流れとして、新規就業者が安心して入ってこられる体制をつくって、PRしていくことが必要である。続いて、入ってきた人に対しては先進的な取り組みを参考にして、新規就業者を育成する研修体制といったものを構築していくべきである。それと、3つ目については、これは関委員と部会長から前回の部会で強く話が出ました、漁業者の子弟についての支援が何もないではないかということで、親元で漁業就業できる支援策の再構築が必要だというお話を取り入れて、記述してございます。

次の方向2としては、経営安定に向けた水産資源の有効活用ということで、網漁業がどんどん減っていつている状況ということで、資源を有効活用するためにも、獲る中心になる網漁業の振興策、そして、低未利用資源の生産加工体制を強化するために、いろいろな観点から専門家の意見等々を反映するような、取り組みが必要なのではないかと。

それと、内水面については、マス類の生産段階、特に養殖池については、水量、池の規模等、限界がありますので、そちらのほうをどのように活用するのか。そういったことでいけば、出荷サイズの数量を最初から池に入れておいては、小さいうちは非常に無駄なスペースが多いということで、常にその池を十分に利用して行くということでいく観点からすれば、生産段階に応じて加工品を作れるようなそういったシステムと、病気に強い種苗を作って提供して行くことが必要だということ。それと、魚海況情報の、例えば漁業者が原油等の高騰の中で少しでも経費節減して漁業を行う。あるいは、いい漁場を見つけるためには、漁海況情報を迅速に提供して、新たな漁場の開拓等も行っていくと

いうことで、漁業者の経営を支援して行くことが必要であるということと、それを行うには、これは東京都の調査指導船を更新するよとということ、前回、会長からもきちんと書いてくれというお話がありましたので、それについて触れてございます。

それと、スペースの関係でここには入っていないんですが、関委員から、震災時に指導無線が通じなかつたりして、沖で待機といいますか、避難している漁船がどう動けばいいのか非常に困ったことがある。そういったことを踏まえた中で、何かあったときもきちんと対応できる指導無線というものが必要なのではないかという提言もありましたので、そういったことについても触れてございます。

方向3としては、安定した漁業協同組合の経営の推進ということ、漁業を進める上で漁業協同組合というのは中核的な組織で、無くてはならない組織ということ、漁協の件についても、この方向3で触れてございます。

まず、1つ目としては人材の育成、そして、現在、施設が老朽化したり、あるいは最盛期の規模で造っていること。そして、今後の漁業の漁業者数等々を踏まえると、施設の広域的な利用だとか、効率的な利用、そういった観点を持った上で、効率的な漁業経営を促進することが経営安定に繋がるということ。

それと、内水面については、特に中下流域から上流部に上がれないアユ、少しでも上流に本来行くべきものが行けるような、そういったことをきちんと調査なりして、開発して行くということ。それと、溪流部では、遊漁者のニーズにマッチした、例えば美しい斑紋のマス類と、そういった遊漁者ニーズに合った種苗が放流できるような水域にして行くということ。それと、国庫補助事業の採択基準。これは、漁場造成のところと重なってきますが、施設整備についても、漁場造成と同様、離島の場合の特殊性というものが加味されていないという状況の中で、離島の特殊性を採択基準の中に盛り込んでもらうように要請すべきだと、こういう内容が入ってございます。

基軸3では、他産業と連携を強化した流通消費対策の推進ということ、これは第2回漁業部会で、論点としましては鮮魚対策、加工品対策というような形で議論をしていただきました。その後、先生からのご意見、それと流通センターにおける調査等を踏まえて、鮮魚対策、加工品対策というふうに分けるとなかなか方向性としては書きづらいと、それと重なっている部分もかなりあるということで、産地と消費地と、生産地とか生産地以外とか、ことばが練れていなくて申しわけないんですが、要は場所で分けて答申を頂きたいというふうを考えてございます。

まず、方向1として、生産地以外の東京産水産物の販路拡大ということ、1つ目としては、今、学校給食に水産加工品が出始めていますが、東京産水産物の情報を一緒に載せて出しているということがございます。具体的に言えば、委員であります山下ミヤ子さんを中心とした漁協の女性部の方たち、あるいは東京都の我々職員が、島のこと、漁業のこと、魚のこと、そういったことを説明しながら活用して貰っているということが、非常に伸び始めている大きな要

因の一つという分析もあります。こういった情報を如何に価値として付加できるか、付加していくのか、そういったところが重要になると。日本各地、あと世界から入ってくる中で、東京産水産物が埋もれないためにも、そういった情報をつけていくことが大事であろうということ。それと、鮮度保持技術等については、既に研究を終えてはいるんですけども、これを如何に実用化に持って行くのかということ。最近国を挙げて、はやり取り込んでいるファストフィッシュ、そういった視点も大事なのではないかとということです。

2つ目としては、販売担当者のマーケティング能力の向上策について、いろいろな観点での専門家の意見ですとか知恵ですとか、協力が得られるようなそういう仕組みについても検討する必要があるのではないかとということです。それと、既存の販売ルートを持つ他産業、例えばJA農協の即売所であるとか、道の駅であるとか、そういったほかの分野と連携してやっていくことの可能性について、例えば専門家に調べてもらうとか、調査してもらうとか、そういったことも含めた検討が必要なのではないかと。併せて、都民が確実に東京産水産物をここだったら買えますよというようなことを伝える仕組みづくり、取り組み、そういったものが必要だということです。

方向2としては、産地での東京産水産物の消費拡大ということで、1つは、観光客にどう東京産水産物を食べてもらうのか。そして、もちろん地域住民の方にもそうですが、地産地消を推進するために、新たな加工品の開発であるとか、どういったニーズがあるのか、そういったところを調べながら、地産地消を推進していくことが大事だということと、販売施設が整備されているところがありますが、そういうところについては、そこにさらに付加的に、楽しく学び過ごす情報発信施設というような観点を盛り込んで再編して行くことが必要であろうということ。

そして、方向3としては、東京産水産物の安全・安心対策の充実ということで、現在取り組んでいる放射能に関する検査、あと、それ以外に、例えば一般的に加工品に関する異物混入だとか、JASだとかそういった法的な安全性に関するものだとか、購入者が安心できる表示等々、安全・安心につながる指導、検査を行っていくことが大事であること。それと、情報をきちんと発信していく。正しい情報をしっかりと発信して行くということも必要だよということでございます。

基軸4としては、多面的機能を発揮した都民生活への貢献ということ。視点としては、教育、観光、環境ということで、教育機能については、今現在行っている出張講座、出前授業等の充実。そして、観光機能については、やはり「ぎょしょく」の視点と観光業の視点と合わせた、連携した、そういった取り組み。そして、環境については、1つはボランティアの人に、都民にどう参加して貰うのかということと、記述していないんですが、試験研究の成果を河川・港湾整備等にどのような形で反映して行くという内容でございます。

そして、最後の第3章、東京における質の高い水産業を実現する体制づくりということで、これは関係者を1、2、3と3つに分けて、まず、水産業

者や水産業団体の役割ということで、水産業者については、新鮮で、安全・安心な水産物を提供するということと、あわせて資源管理の推進と水産物の有効活用をきちんと行っていくと。団体については、水産物の販売体制や営業指導体制を充実させて、担い手をきちんと確保していくということを推進していく。そして、「ぎょしょく」普及を充実させていくということが役割として求められるのではないかと。

続いて、都民の役割ですが、都民については、水産業における課題と申しますか、水産業全体を理解して貰う、そして積極的に消費して貰う。環境保全にボランティアとして参加して頂く。そして、理解していただいたものを都民の方からも情報発信して頂く。そういうような内容の役割を整理してございます。

続いて、行政面の方ですが、都はまず、広域自治体として、区市町村と連携して、連携を強化して、ニーズを踏まえた振興策をきちんと展開していく。そして、新技術の開発、普及、指導、こういったものをしっかりとやって行く。そして、国へ要請する必要があるものは、きちんと要請して行くということ。区市町村については、地元の自治体として、地域特性を踏まえた水産業を振興していくこと。国については、広域的な視点から、地域の資源管理に関わる指導・助言、そして、魚については、世界中動き回るといったものがたくさんありますので、国家間における資源管理措置の提案とか調整を行って頂く。そして、離島の実情に応じた制度設計や政策の改善、構築、こういったものを離島振興法を踏まえてやって頂く。こういう役割があるということで、整理をいたしました。

以上の内容をきちんと文章化して盛り込んだものを資料2として作成する予定でございます。現段階では、一応作ってあるんですけども、言い回しですか構成で、まだ十分な状態ではないということですが、概ねそういう趣旨のことを入れていくというつもりでございます。

以上です。

竹内部会長：ありがとうございました。ただいま中野課長から資料2の中身を直接ではなくて、資料2の骨になるところを資料1に基づいて報告頂きました。

これについて、何かご意見をいただければと思います。

最初にいいですか。第1章の東京水産業の現状と課題というところに、(1)の①の内水面漁業の現状の後ろに内水面1から5と書いてありますね。これは何ですか。

中野水産課長：これは巻末につけている参考資料の小見出しと申しますか、そこになっております。

津国農林水産部長：これは、本日、この後ろにグラフが一杯ついていまして、これのナンバーです。分かりにくくてすみません。

竹内部会長：いや、何かなと思ひまして。後ろまであるんですね。分かりました。では、ご意見がございましたらどうぞ。

田坂委員：非常に、骨子がかたまっていると思うんですが、方向性を示すというようなことですので、決めるべきところはしっかりと。行間を読めば、大体



そうなのかなと思うんですけれども、この答申のコア部分のところを示すものはやっぱりしっかり示す必要があるということで、明確に記載する必要がある文言としては、1つは、特に島しょ部です。島しょ部を都民あるいは国民のアメニティー空間として非常に重要なところなんだというところをしっかりと認識をして、それを支える形での体系を作るんだというところを明確に出す必要があると思うんです。文案の中でも、高齢化してしまっ、漁業者任せにしていると今後もたないよというところが、危惧があるというところが明確に出ているので、それを受けての発信だというところをまず明確にする必要があると思うんです。そういう中で、多面的機能の維持とかそういうようなところが出てくるんだと思います。これはスタンス論になりますけれども、あるのかなと。

それからもう一つは、やはりスタンス論になりますけれども、多面的機能の中は国境の監視の概念が入っていますね。離島であれば、当にそのところがあるわけで、この文言が一言も触れられていないというところがあるんですけれども、これは政治的な配慮で外しているのかどうか。ここは、多面的機能論あるいは離島をこれから国民としてどう考えていくかというところを出していくに当たっては、やはり国民のコンセンサスを得るという点から見ても、この概念はしっかりと、水産庁の多面的機能論というようなものをベースにしっかりと体系を示した方がよろしいのではないかということが、もう1点でございます。

あと、もう一つ。これもしっかりと、どこかで言った方がいいのかなと考えるのは、島しょの水産業をいろいろやるんだというようなことから、当然のことではあるんですけれども、やはり島しょ部を東京都民の憩いの場だけではなくて、生産基地であるんだということを強く都民に認識して貰うというところが重要なのではないのでしょうか。9割方はほわっとした、認識がないわけですよ。アンケートはそこが出ているわけなので、ですから、やはりそのところを、憩いの場を提供するということに加えて、そこはあくまでも両面あって、生産基地なんだということで、都民の食生活を支える生産基地であるという認識を強く持ってもらうための概念提案、そういうものがスタンス論としては必要なのではないだろうか。その産業を支える仕組みとして観光客をどう入れていくとか、漁組の拠点化、機能多様化とか、そういうようなところが手段としては出てくるとは思いますけれども、大きなフレームとしては、そういった軸は逃せないのかなと感じました。

以上、総枠部分での感じた点を3点ほど申し上げました。

竹内部会長：どうもありがとうございました。

今のはいいですね。特に国境を守るという話は、全国漁業調整委員会連合会で、水産庁とか海上保安庁に要望事項で出すんですけれども、全国で出て来るのは、九州や日本海側の西の方の県だけなんです。東日本でいうと東京都だけが、毎年ちゃんと国境警備をしてくれと、不法の外国船が来るから守ってくださいと。実際、小笠原でも、毎年のように拿捕までしているわけですから、私も今の視点は大切だと思います。それから、生産の拠点だという話もわかりま

した。

他にございましたら、どうぞ。

関委員：2つあるんですけれども、1つは、今、田坂委員がおっしゃったように、島しょは生産の場というのがあるんですけれども、生産の場ということは、イコール暮らしの場でもあるというところも一緒に考えて、強調して欲しいなというふうに思います。

それから、もう一つなんですけど、これはいろいろな意見があると思うので、個人的にはこう思うということなんですけれども、第2章の基軸3で、方向の1というところでファストフィッシュが出てくるんです。ファストフィッシュは水産庁も勧めているものなので、それはそれでいいし、それで稼げる部分があるのであれば、稼げばいいと思うんですが、そのことと、何か「ぎょしょく普及」というふうに片方と言っていることが、ちょっと私の中では、矛盾ではありませんが、何か旨くかみ合わないような気がするんです。「ぎょしょく普及」をどういうイメージで東京都としては語ろうとしているのかなということが、このファストフィッシュという言葉が出てくると、何となく分からなくなってしまうんです、自分自身としても。ファストフィッシュが駄目と言っているわけではないんですが、まさに言葉どおり骨のある魚ですよ——というものをちゃんと食べられるようなものが、多分「ぎょしょく普及」の一つの骨子ではないかなと私は思っていて、それとこのことときちんと分けて考えないと、ちょっと通りが悪いかないという感じがします。もっと言ってしまうと、東京都版「ぎょしょく普及」が何なのかとか、東京都版で考えるファストフィッシュの位置づけは何なのかというところを、もうちょっと整理した方がいいかなというふうに思いました。

竹内部会長：わかりました。ファストフィッシュについては、私がどうも強く言ったから入ってしまったのかなと思うんですが。私が言ったファストフィッシュというのは、東京の島は干物だけを作るわけじゃないよねという話なんです。何というか、干物ではなくて、もう少し自由に食べられる加工品をつくらなければいけないんじゃないというのが基本的なスタンスです。それで、こういうことを言ったものだから、たまたま水産庁の言ったファストフィッシュという言葉がそのまま入ってしまったんだと思うんです。今、関委員が言われたことはよくわかりますので、その辺はまた考えさせていただきます。

どんなことでも結構ですから、他にございませんか。

田坂委員：先程課長の方からのご報告の中にも入っていたんですが、表現上、生産地の整理なんですけど、やっぱり島しょ部とそれ以外というような区分けでいいんですか。そここのところの整理が、どう語るかというところで、結構、島しょ部の振興対策というのは、またちょっといろいろ事情も異なりますよね。

中野水産課長：あと、奥多摩とかもちょっと違いますね。

田坂委員：それがありますよね。ですから、どういう表現で地域概念を整理したのかなということが、結構、重要なのかなという感じがありました。読んでいて、素直に頭の中に入ってこないというか、そういうひっかかりが出たので。

竹内部会長：そうですね。生産地と生産地以外の東京産水産物はこの言葉になってしまうとあれですね。

永阪企画調整係長：やっぱり島しょ部だけではないので、そこを表現するためにはどうしたらいいかということで、とりあえず例えたのがその表現だったので、私どもも結構悩んだんですけども、おっしゃるとおり、東京には生産地と言われるところが、島しょもあり、奥多摩というか多摩もありますから、そこは大事にして行きたいところなので、表現はまた考えます。

竹内部会長：よろしいですか。他にどうぞ、どんなことでも結構ですから。

どんどんいろいろな新しいことが入ってきていいと思うんですけども、漁業者の子弟が親元で漁業就業ができるよう支援策を再構築しようという話は、それは非常に難しい問題があるんですけども、ついこの間、漁業就業者支援フェアというものが、本年度の最後の、予算が残ったのかな、やったんですよ、3月2日に。私は行けなかったんですけども。東京都からは、神津島漁協、三宅島漁協、小笠原島漁協、それから都漁連の方とかが出て、結構人気があるんです、毎回ずっと出ておられていて。そういう形で来て、実際には、新規就業したいというほうではなくて、受け入れる方に対してちゃんと費用も国から出るようですので、そういうものをもっと拡充した形で、東京都ができなくて他の県ができるのかという話ぐらいのつもりで、やはりきちんとしたものを提案していった方がいいのではないかと私は思っているんですが。

他にございませんか。

田坂委員：観光とのリンクがかなり見え隠れするんですけども、東京都の観光プランとの整合性とか、あるいは向こうのほうのプランを受けての水産版の書き込みとかというのはあるんですか。

竹内部会長：その辺はどうですか。

永阪企画調整係長：これというところの整合性をとっているわけではないんですけども、これまでの観光部とのお付き合いの中では、我々の施策が逆に向こうに入っているという感じです。

田坂委員：向こうに入っている感じ。

永阪企画調整係長：はい。

津国農林水産部長：おっしゃるように、最終的にプランを作るときには、当然のようにすり合わせというか、向こうとの齟齬が生じないようにいろいろ考えていかなければいけない。

竹内部会長：勝手にやっただけでは、向こうも困りますよね。

津国農林水産部長：あちらはこう言っている、こちらはこう言っているではダメなので。

菊池委員：島というのは非常に排他的なんです。それで余所者は入れないと、その辺を変えて行かないとどうにもならない。そこで、私も小笠原の組合長を20年位やりましたけれども、漁師でない人達を漁師にしたらどうなるかと、これをやってみて成功したわけですが、今、一番年上で50歳位です。50歳以上の漁師は殆んどいません。それで、若い子が24～25歳ですかね。殆ん

ど船主です。まず、よそ者を非常に嫌うんですね。ですから、受け入れできて  
も、漁師の世界というのとは一緒に仕事ができないような、小笠原の場合は全部  
素人ですから、発想や考え方がまた全然違うんです。昔からの漁師というのとは、  
海は全部自分のものだと思い込んでしまっていますから、ダイビングはやらせ  
ないとか、そういうところが割合に多い。

それと住宅が全然足りない。特に小笠原は、新しい人を受け入れているもの  
ですから、組合でも住宅を作りました。

それから、漁具でも、昔の漁師というのとは企業秘密なんですよね、絶対に公  
開しない。小笠原では、全部公開させている。それから、例えば漁場でも、釣  
ったところは全部公開させる。そうすると、組合の水揚げはどっと伸びていく  
わけです。それで、釣れなくなったら、またみんなで探すと。そういうふうに  
今やらせているんです。何か考え方を根本的に考えないと、昨日まで漁師をや  
っていた人が、今度組合長になる状況というものを直さないと、魚を釣ること  
しか知らない人が経営者に急になっても成り立つわけがないと私は思う。

竹内部会長：ありがとうございました。

確かに、小笠原から漁業の許可を欲しいというときには、組合からちゃんと  
この人は大丈夫だから、この人に許可をあげたいんだという言い方をされます  
ので、これはあげなきゃしょうがないよなど、許可を出すべきだなど、私はい  
つも思っているんですけれども。そういうことではなくて、何か思惑で許可を  
増やしても困りますよね。

この中でも、担い手を人材育成するために必要だという話も書かれています。

それから、今、菊池委員から住宅の話も出ましたけれども、住宅のことも、  
この前、10年前に出した答申案の中には住宅のことも書いてあるんです。そ  
れに基づいてかもしれませんが、前の八丈町長からも、「俺のところは  
つくったんだぞ」と、大分大きい声で言われましたけれども、いいことだと思  
うんです。それは、どこかにもちゃんと文章で書いてありますけれども、受け  
入れるときには、住むところまでなければ。もちろん独立できるようになれば、  
船を買うための資金の援助とかいろいろなことが必要だと思いますし、それは  
きちんとあると思うんですが、住宅はなかなかないですよ。それが大切だと  
思いますので、是非そういうことも書いて。

菊池委員：特に自分で作るにしても、住宅は、小笠原の場合は坪の値段が高い  
から、なかなか若い子では建てられない。

竹内部会長：土地がなくて、それから、作る時には資材を持っていかなければ  
いけないですから、すごく高い単価になるんですね。それは分かるんですけど。

菊池委員：でも、今の小笠原の漁師というのとは稼ぎますからね。年間で一番稼  
いだ人には懸賞金を出しているんです。

竹内部会長：そうですね。

山下(ミ)委員：八丈の場合は、内地から来て、漁業が好きな人が何年間か人  
の船に乗って勉強して、そして、今はしっかり一人前の漁をしますけれども、  
やっぱり内地から来てやりたいという気持ちのある人は、島の人よりかも一生

懸命頑張って漁しますね。

菊池委員：内地から人を雇い、多いときには、私の家に8人ぐらい飯食べさせていて、やっぱり7～8年かかって船主になる。そうすると、もう余所へ来たんだから頑張るんですよ。

竹内部会長：産院がないので小笠原が大変だと言っているのに、村には子どもがうんと歩いていますもんね。本当にすごいですよ。びっくりします。

ちょっと全然違う話を一ついいですか。平成15年の答申の中で、レジャーと漁業の共生という言葉が書いてあるんですね。是非この辺のところは、特にこの中で、東京都は東京ルールの確立ということを行っていますね。この中で、10年前からずっといろいろなこととお世話になっていますが、ひき縄を開放できないかという話になったけれども、それは、実際には組合の承諾のもとで、漁業調整委員会で承認書を出したんですね。

それから、あともう一つあったのは撒き餌の問題です。私が10年前に、漁業調整委員になったころ、もう伊豆七島の付近でサバのはね釣り漁場が形成されなくなりましたから餌を撒いていませんけれども、その前はものすごい量を撒いていたわけですよ。千葉県銚子沖からずっと南へ下がってくる。私が大学のころは、本当に嫌になるほど撒いていたのを見ておりますから、そういう研究ももちろんやった人もいますし、報告も見ています。東京は生き餌を確保できないんですね。イワシを畜養して置く場所がない。そうすると、蓄養できるのは、神奈川県であり、静岡県です。今、大島では、時期によってはマグロのひき縄とか出ているんですけども、それも困る。実際にはその辺のところも東京ルールをきちんと作るというのは、やっぱりきちんと書き込んでいかなければいけないのではないかというのは、私考えています。

菊池委員：遊漁と漁業という問題ですけども、最初に遊漁者と漁業というのをはっきり区別してしまして、それで、漁業組合の下部組織にしたんです。遊漁部というものを作りまして、それで、漁業組合の内規に背いた人は除名しますということで、そのかわり船を置くところを作った。ところが、もう結う魚をやる人が増え、今は遊漁者の船を置くところがないんです。それを新しく造らないと、もうどうにもならない。それと、クジラ、イルカがたくさんいるから、それを見せるために遊漁者が結構増えているんですが、船を置くところがない。

竹内部会長：ありがとうございました。

他に如何ですか。

意見もないようですので、では、どういう形でまとめるかということ、資料2が出ていますが、皆さんに読んでいただいて意見をいただきたいんですが、ここで、今、急には出ないと思うんです。資料1を文章化したのが資料2だというふうに考えていただいて、その1から2に行く間に、まだ校正する。要するに、まだまだ練るぞとっておりますので、そこのところで直します。水産課としては、どうしますか。

中野水産課長：今月末までには。

竹内部会長：3月の末までに資料2をきちんと練り上げて、それが水産課でできたら私も読ませていただいて、確認します。今日の資料2が、「今日ここでできました」「はい、結構です」という形ではなくて、それを持って、私の方に一任させて頂ければと思います。それをどうするかというと、一任して、これで終わり、「はい、できました」と答申してしまうのではなくて、これを、4月に入ったら最初に委員全体、というのは農対審の委員です、漁業部会の8人の委員だけではなくて、他の林業部会、農業部会の皆さんにもお配りして意見を聞くという形です。特にその中で一番意見が出てきてほしいのは、この漁業部会の方ですので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、委員に出したものが戻ってきたら、それを取り入れて、どういうふうに取り入れるかということを決めながら、4月に入って日程調整して、第4回目の部会を開く。それで、最終案を決めて、5月の答申に持って行きたいということよろしいですか。如何ですか。

田坂委員：これについて意見を挙げるというのは。

竹内部会長：いただいて結構です。今月の末までにこれを直したものをもう1回送りますが。

津国農林水産部長：その前にでも、意見があればどんどん。

中野水産課長：今あれば伺って、それを反映させて練りますので。是非あれば。

田坂委員：わかりました。

竹内部会長：今、皆さんに渡したのは資料2ですから、少なくとも資料2について、今月25日位までは頂きます。それで、最後の1週間で資料2を作って、それを配付するという形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 3. その他・閉会

竹内部会長：では、そういうことで、お忙しいところ1時間議論いただきましたけれども、4月に入りましたら日程調整を永阪係長から願ひする。

これを持ちまして、第3回漁業部会を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

(以上)